数年後の自分の「住所」
何がいいですか？

登戸土地区画整理事業区域内の住所変更に関するご案内

川崎市では、昭和 63（1988）年から実施してまいりました登戸土地区画整理事業について、皆様のご協力をいただきながら道路等の都市基盤整備を推進し、**令和７（2025）年度**までの完了を予定しております。

区画整理事業の整備工事が完了した後は、換地処分（仮換地が正式な換地になります。）の公告の翌日から、**事業区域内（下図参照）は、新しい町名や地番に整理される**こととなります。現在、事業区域内の皆様は、土地の地番を住所として使用していることから、換地処分後に**必ず住所を変更することとなり**、手続を行っていただくこととなります。

そこで、住所変更がされる前に、**換地処分後の住所**について、関係権利者の皆様と一緒に検討を進めていきたいと考えています。また、今後の検討の進捗に応じて状況の報告について、継続してお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

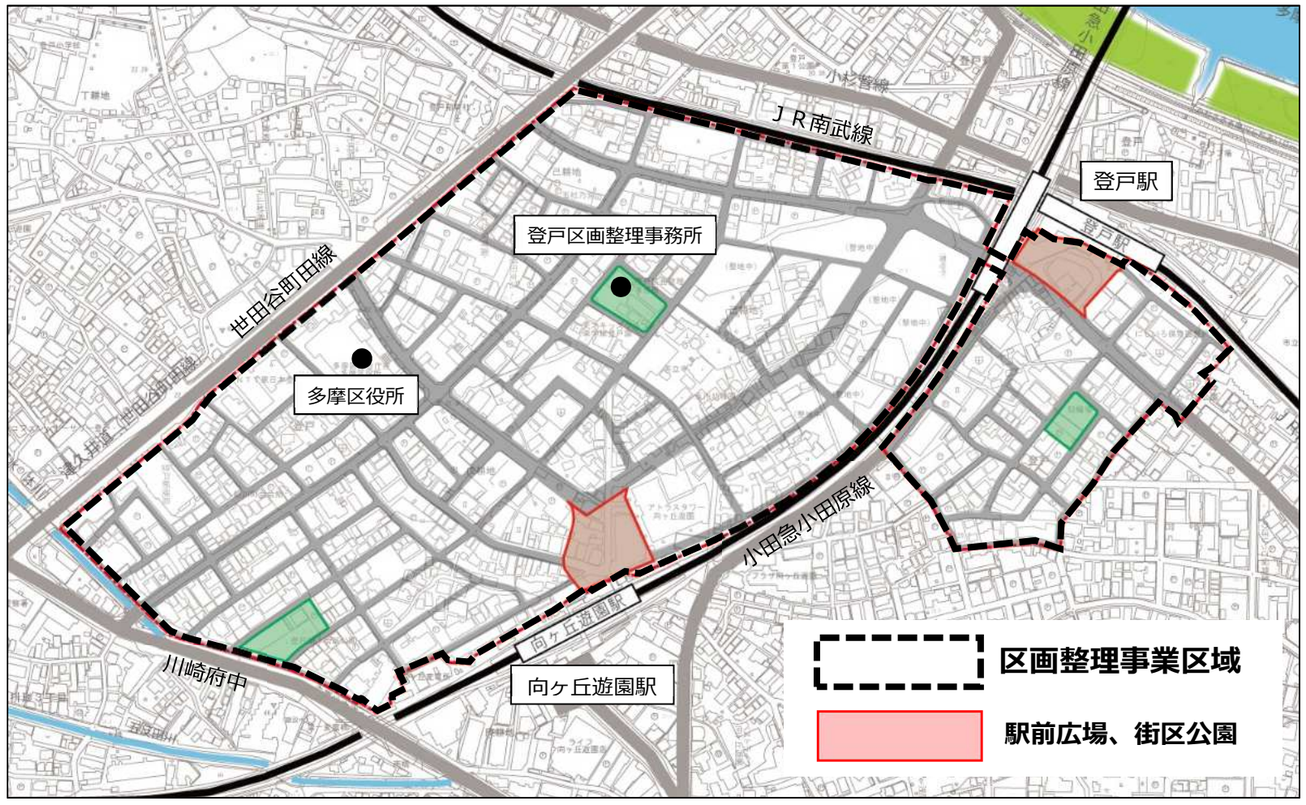

■今後の土地区画整理事業の流れ

- 道路・宅地整備工事
- 仮換地使用
- 出来形確認測量
- 換地計画策定
- **換地処分**（令和８（２０２６）年頃予定）
- 清算金徴収・交付

現在の住所を使用

新しい住所を使用

※住所変更の手続が必要

■住所変更に伴う手続(参考)

皆様が手続をする必要があるものの例

- ○ 運転免許証の住所・本籍
- ○ 自動車検査証
- ○ 登記簿における法人の所在地、法人の役員住所
- ○ 土地・建物登記簿の権利部（所有名義人の住所）
- ○ マイナンバーカード
- ○ 金融機関、生命保険会社、携帯電話、勤務先など

皆様が手続をする必要がないものの例

- ○ 区役所等の官公署で保管している住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑登録証明書）、戸籍、戸籍の附票
- ○ 土地・建物登記簿の表題部

※上記は一例です。今後、詳細について周知していきます。